○東北地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 四号　盛岡市上堂四丁目一一一番三から同市厨川一丁目二七番二八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

(三) 供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○東北地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釜石市両石町第三地割一四五番二から同市両石町第三地割一七番四まで	前	一二・八〇～二三・七〇メートル	〇・一九一キロメートル
	後	一二・八〇～四一・六〇メートル	〇・一九一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	釜石市両石町第三地割一四五番二から同市両石町第三地割一七番四まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○東北地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釜石市鵜住居町第一三地割三一番一二から同市鵜住居町第一三地割七三番一まで	前	九・四〇～二一・八〇メートル	〇・四七九キロメートル
	後	一二・三〇～三五・六〇メートル	〇・四七九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	釜石市鵜住居町第一三地割三一番一二から同市鵜住居町第一三地割七三番一まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第四百五号前橋都市計画道路事業三・四・四十九号敷島公園大師線

三　事業施行期間　自平成十八年十月十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年関東地方整備局告示第三百九十二号館林都市計画道路事業三・四・七号西部一号線

三　事業施行期間　自平成二十二年十一月十六日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第二百九十九号富岡都市計画道路事業三・四・二号西富岡内匠線及び三・三・一号田篠田島線

三　事業施行期間　自平成二十年八月十三日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし